

1. 『国際法外交雑誌』への投稿規程

第1条 目的

『国際法外交雑誌』への投稿の手続を明確にし、国際法学会の会員による投稿を促進するために、この規程を定める。

第2条 投稿資格

- (1) 国際法学会の会員は、『国際法外交雑誌』に投稿することができる。
- (2) 投稿原稿が「論説」または「研究ノート」の欄に採用された会員は、その掲載巻号の発行年月から起算して3年間は、「論説」および「研究ノート」の欄に投稿することができない。

第3条 原稿の種類および使用言語

- (1) 原稿の種類は、「論説」、「研究ノート」、「書評論文」および「紹介」とする。投稿する会員は、当該原稿がいずれの種類のものであるかを明示するものとする。
- (2) 原稿は、国際法、国際私法、または、国際政治・外交史に関する学術的なもので、未発表のものに限る。既発表の原稿と本質的部分において異なる原稿は、言語が異なる場合であっても既発表原稿とみなし、受理しない。
- (3) 使用言語は、日本語または雑誌編集委員会が指定する外国語とする。外国語による原稿を提出する場合、投稿者は、自己の責任において、当該言語を母国語とする者の外国語チェックを受けなければならない。

* 2004年10月改正

本条3項に定める「雑誌編集委員会が指定する外国語」は、当面、「英語」とする。その他の外国語については、『国際法外交雑誌』の読者の利便性、当該投稿が持つ学術的価値などを総合的に評価し、雑誌編集委員会においてそのつど決定する。

第4条 原稿の書式

- (1) 原稿の書式は、雑誌編集委員会が別に定める『国際法外交雑誌』執筆要領に従う。
- (2) 執筆者が投稿する原稿の脚注等において執筆者自身による論文等を引用する場合、執筆者は、執筆者自身の氏名が自動的に判明しないよう、配慮しなければならない。執筆の都合上、それが著しく困難なときは、この限りではない。

第5条 原稿の提出

第2条1項に定める者は、随時、原稿を雑誌編集委員会委員長宛に提出することができる。

第6条 原稿の審査、掲載等

- (1) 投稿された原稿は、雑誌編集委員会が審査し、掲載の可否を決定する。
- (2) 雑誌編集委員会による審査は、別に定める『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規程に基づいてこれを行う。
- (3) 掲載を可とされた原稿について、掲載する原稿の種類、掲載する巻号、掲載する順序等の決定は、雑誌編集委員会が行う。
- (4) 投稿原稿の著作権は、投稿者に帰属する。

第7条 改正

- (1) この規程の改正については、雑誌編集委員会が審議し、決定する。
- (2) 改正された規程の発効については、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2005年1月1日から施行する。

附則（2013年5月17日改正）

この規程は、2013年6月1日から施行する。